



Title	植民地の軍事利用 : 第一次世界大戦期仏領西アフリカ連邦における援助と見返り
Author(s)	谷垣, 美有
Citation	パブリック・ヒストリー. 2020, 17, p. 25-41
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/76011">https://doi.org/10.18910/76011</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 植民地の軍事利用

第一次世界大戦期仏領西アフリカ連邦における援助と見返り

谷垣美有

## 1 はじめに

第一次世界大戦において、フランスは広大な帝国を存分に活用して戦った。植民地からは約60万人の兵士が動員され、一部はヨーロッパ戦線にも投入された。本論文で扱う仏領西アフリカ連邦（以下 AOF）は、北アフリカに次いで2番目に多くの人員を供給している。<sup>(1)</sup>西アフリカから動員された植民地兵部隊はセネガル歩兵（tirailleurs sénégalais）と呼ばれ、西部戦線の主要な戦いへと投入された。植民地兵の貢献はフランス国内でもよく認識されていた。セネガル歩兵は第一次世界大戦を通じて「フランスにつくす植民地」というイメージを醸成していき、その後第二次世界大戦後まで、フランス帝国の軍として活用されていく。<sup>(2)</sup>

植民地兵をヨーロッパの戦場でヨーロッパ兵と並べて活用することは、平等を謳う共和主義の理念と、植民地主義が内包する格差原理の矛盾を表面化することでもあった。植民地兵たちは、フランス市民としての権利を与えられていないにもかかわらず、市民の義務とされたフランス本国の防衛に参加しなければならなかった。第一次世界大戦において、植民地兵はフランス人兵士と塹壕の中で同じ経験を共有しながらも、給金や食事など待遇面や制度面ではフランス正規兵と明確に区別されていたのだ。

植民地兵の軍事参加は植民地支配の格差を浮き彫りにするものであったにもかかわらず、大戦後に AOF の軍事利用が制度的に確立される。戦間期にはイギリスなど各地の植民地で本国からの自立を志向する動きが現れるなか、AOF では大きな反乱は起こらず、むしろ AOF から徴兵されたセネガル歩兵はフランス帝国内部の反乱の鎮圧に活用されていく。なぜフランスは AOF と軍事的な関係性を維持し続けることができたのだろうか。本稿ではこの間を検討するために、フランスと AOF の軍事的関係性が確立する契機となった第一次世界大戦に注目する。

ここで、西アフリカ兵の軍事参加について扱う先行研究をみていく。大戦前から独立期と長い期間を設定して検討している研究としては M. エチエンバーグの研究がある。彼はセネガル歩兵の動員や利用の実際的な動きについて、セネガル歩兵が形成される 19 世紀から独立期

(1) 北アフリカやインドシナ、マダガスカルからは労働者の動員があったが、サハラ以南アフリカとカリブ海の「黒人」は、兵士としてのみ使用された。平野千果子『アフリカを活用する——フランス植民地からみた第一次世界大戦』人文書院、2014年、29頁。

(2) 平野千果子「戦間期フランスにおける植民地」平野千果子『フランス植民地主義と歴史認識』岩波書店、2014年、第4章および138頁。

までの長期間を設定して広く論じている。<sup>(3)</sup>また、第一次世界大戦の時期に焦点を当てたものとして J. ランの研究がある。彼はインタビューによってセネガルの現地社会へ大戦がどのようなインパクトを与えたのかについてその実態を明らかにしている。<sup>(4)</sup>また R. S. フォガティは大戦期の植民地軍に注目し、植民地兵の配置が植民地主義や人種的ヒエラルキーに影響したのかを検討する。<sup>(5)</sup>S. ジーマーマンは大戦中に市民権を獲得することになるオリジナルに<sup>(6)</sup>注目し、伝統法を維持したまま市民権を獲得するオリジナルの地位の特異性や、本国と同じ兵役を課されることを拒否するためにオリジナルとしての身分を拒否する例があったことを指摘している。<sup>(7)</sup>また、フランス植民地主義に焦点をあてた研究でも軍事参加の問題が取り上げられている。B. ムラリスは『共和国と植民地』の中で、植民地の軍事利用は協同主義な観点から進められたが、同時に同化的作用を持つと指摘している。<sup>(8)</sup>

このように、AOF の軍事動員についての研究では、エチエンバーグやランのように地域的な視点から実態を詳細に検討する研究と、植民地支配に注目し、軍事参加によって結ばれる本国と植民地の関係性や、共和主義と植民地支配の矛盾などによって植民地の軍事参加を評価しようとする研究の2つの方向性が見られる。一方で、こうした研究の多くが2つの大戦を中心として時期区分を行っているため、戦間期の取り扱いが不十分であり、第一次世界大戦以降の軍事的関係を連続的に検討するという視点が不足しているといえる。この点について、平野千果子は、第一次世界大戦を世界史上の転換点とする見方に対して大戦をはさんだ植民地支配の連続性に注目し、大戦を通じてフランスでは「支配者としての『自覚』が民間においても、『無意識のうちに』高まった面すらある」と指摘している。<sup>(9)</sup>

第一次世界大戦を連続的な視点から位置づけた研究者としては G. マンが挙げられる。マンは第一次世界大戦から独立期のマリについて検討し、退役兵に注目することで軍事参加によって結ばれるフランスと退役兵の間の互惠的、相互義務の関係性を明らかにした。<sup>(10)</sup>

本稿では、こうしたマンの指摘する互惠的、相互義務の関係性という点を踏まえつつ、第一次世界大戦をその後のフランスと AOF の軍事的関係性が形成される起点に位置づけ、大戦期に形成される援助と見返りに注目することで、フランスにその後の AOF の軍事的活用を可能

---

(3) Echenberg, Myron, *Colonial Conscripts: the Tirailleurs Sénégalais in French West Africa, 1857-1960*, Portsmouth and Heinemann, 1991.

(4) Lunn, Joe, *Memoirs of Maelstrom: A Senegalese Oral History of the First World War*, Portsmouth, Oxford, Cape Town and Heinemann, 1999.

(5) Fogarty, Richard S., *Race and War in France: Colonial Subjects in the French Army, 1914-1918*, Baltimore, 2008.

(6) オリジナルとはセネガル 4 コミューンと呼ばれる 4 つの都市、サン・ルイ、ゴレ、リュフィスク、ダカールの住民のことを指す。これについては次章であらためて述べる。

(7) Zimmerman, Sarah, 'Citizenship, Military Service and Managing Exceptionalism: Orisinaires in World War 1', Jarboe, Andrew T. and Fogarty, Richard S., *Empires in World War 1: Shifting Frontiers and Imperial Dynamics in a Global Conflict*, London, 2014, pp. 219-245.

(8) Mouralis, Bernard, *République et colonies*, Paris, 1999, pp. 177-183.

(9) 平野千果子『アフリカを活用する』。

(10) Mann, Gregory, *Native sons: West African Veterans and France in the Twentieth Century*, Durham, 2006.

にした要因について検討していく。植民地を軍事的に活用し続けるためには、負傷した兵士や兵士の家族に対する援助システムが効果的に機能すること、そして軍事参加に見返りがあることが必要であるだろう。援助は兵士が兵役に参加するための基盤を支える装置であり、また、見返りとは兵士を軍事参加へ結び付ける装置であるといえる。

本稿では、まず次章でフランスの植民地支配のありかたについて述べたのち、第3章で大戦に至るまでの AOF の軍事利用の方策について検討する。そして第4章では、援助の例として黒人兵支援委員会 (Comité d'assistance aux troupes noires; CATN) の活動と、見返りの例として1918年の徴兵について検討していく。

## 2 植民地支配

### (1) 植民地主義と共和主義

フランスは革命以来、「平等」、「自由」、「友愛」を柱とする共和主義を掲げてきた。しかし、19世紀以降拡張していく植民地の支配においては、文明的・人種的価値のヒエラルキーが前提とされる。共和主義国家であるフランスは、格差を前提とする植民地支配を「文明化の使命 (mission civilisatrice)」や「同化 (assimilation)」といった共和主義的論理によって正当化し、帝国の拡張と統合を進めていった。<sup>(11)</sup>

フランスの植民地拡張がもっとも盛んに行われる第三共和政期、フランスは普仏戦争での敗北によってアルザスとロレーヌを失い、多額の賠償金支払いを抱えていた。こうしたなかで、対独復讐のために国内に専念し国力の増強を主張する王党派に対して、植民地の拡張を主張したのが、ジュール・フェリーら穏健共和派であった。植民地拡張の目的は、資本や商品の輸出市場や原料供給地の獲得といった経済的理由、そして、国内の閉塞感を植民地拡張によって打破しようとするものであった。植民地を獲得することは、フランスが植民地人を取り込んで大国としての人口規模を維持するために必要であると考えられた。<sup>(12)</sup> 普仏戦争での敗北によって揺らいだ「フランスの威信」を回復させるために、植民地は必要とされた。

共和派によって主導された植民地主義は、共和主義によって正当化される必要があった。ここで活用されるのが「文明化」の論理である。野蛮で遅れた植民地を「文明化」という考えは、第三共和政期の植民地拡張のなかで盛んに用いられ、この考えの下では夫や父から暴力

---

(11) 山室信一は「国民帝国」の特徴の一つとして、「権力核である本国を中心とした複数の政治社会によって構成される序列化された法的多元性をもった結合体系」であるという点を指摘する。植民地では本国とは異なる法で統治され、それは文明的・人種的価値による格差原理で正当化される一方で、帝国としての一体性を推進するための統合原理が働いていた。山室信一「『国民帝国論』の射程」山本有造編『帝国の研究 原理・類型・関係』名古屋大学出版会、2003年。

(12) 竹沢尚一郎『表象の植民地帝国——近代フランスと人文諸科学』世界思想社、2001年、66頁。

を受ける「原住民」の女性や子供を守る植民者というようなイメージが広められた。<sup>(13)</sup> 植民地を支配することは、共和主義の理念を普遍的に拡張していくことであり、植民地の人々はこのようにフランスの支配がもたらす平和や豊かさに感謝するのである。進んだヨーロッパが遅れた非ヨーロッパ世界を文明化する、という考え方自体は、帝国主義の時代のヨーロッパ諸国で見られた考え方であった。しかし、「文明化の使命」という観念を植民地化の公式ドクトリンにまで推し進めたのは共和国フランスのみであった。<sup>(14)</sup>

「文明化の使命」は、最終的に植民地の「原住民」をフランスと同じレベルまで文明化すること、すなわち「同化」へとつながる。これは、文化的にフランスに同化させることと、制度的に植民地を本国へ同化させることの2つの側面がある。<sup>(15)</sup> 文化的同化は教育分野においては一部進められたものの、とりわけアフリカではイスラームが大きな障害となり達成は困難であった。制度面での同化については、制度上植民地を本国に統合しようとする動きはある程度見られたものの、植民地が本国と権利上平等になることは前提として避けられていた。

植民地を本国へ同化するという考えは革命期に現れ、国民公会の下で、奴隷制廃止決議がなされ、植民地が本国と同じ憲法の下におかれることが定められた。しかし、これらはナポレオンによって廃止される。その後第二共和政期に、同化政策は強力に進められていく。1848年、奴隷制と共に普通選挙制度が植民地に適用された。これによって、解放された奴隷は市民とされ、植民地住民へ参政権が与えられた。この時に、西アフリカ地域においても、セネガルのサン・ルイとゴレに本国と同じ市町村制が施行され、フランス国民議会へ代表を送る権利が与えられる。こうした第二共和政下で成立した植民地への決定は、帝政を経て、第三共和政へも引き継がれる。1881年以降、西インドの「旧植民地」、アルジェリア、コーチシナ、インド所領、セネガル4コミューンは国民議会に議席を持つことが認められた。<sup>(16)</sup>

第二共和政期の同化政策は第三共和政以降も維持されたものの、その後拡張された植民地への適用はされなかった。そのため AOF では、参政権を持つセネガル4コミューンの住民と、

---

(13) 「文明化」による植民地拡張の正当化は、1930年に始まるアルジェリア征服からすでにみられる。これは、植民地に対する奴隷制廃止運動と結びついており、「人間による人間の所有」を行う奴隷制を廃止しないのは「文明の恥」であるとして、植民地化によって現地の奴隷制をすることが唱えられた。平野千果子『フランス植民地主義の歴史 奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院、2002年、52頁。

(14) Conklin, Alice L., *A Mission to Civilize: The Republican Idea of Empire in France and West Africa: 1895-1930*, Stanford, 1997, p. 1; 竹沢、前掲書、68頁。

(15) 平野は同化を制度面と文化面から検討し、前者については形式上の同化はあれど権利上の同化は問題外とされ、後者についてもフランス語の普及以外はさほど進展しなかったと指摘している。平野『フランス植民地主義の歴史』、72-76頁。

(16) 松沼美穂『植民地の「フランス人」——第三共和政期の国籍・市民権・参政権』法政大学出版局、2012年、第1章および第2章。セネガル4コミューンのうちサン・ルイとゴレは、1948年の法によって参政権を認められ、第三共和政期の1972年にフランス本国のコミューンと同等の資格を持つ完全施政コミューン(Commune de plein exercice)となった。これにより、2つのコミューンから1人の代表者をフランス国会に送ることができるようになり、また2つのコミューンをまとめて、本国の地方議会と同等の資格を持つ議会を構成できるようになった。その後、1880年と1887年にそれぞれリュフィスク、ダカールが加わる。小川了『第一次世界大戦と西アフリカ——フランスに命を捧げた黒人部隊「セネガル歩兵」』刀水書房、2015年、370頁。

参政権を持たないそれ以外の植民地臣民が存在することになった。また、前者についても完全なフランス市民となれたわけではない。軍隊では本国軍ではなく植民地軍に配置されるなど、本国人との完全な平等は与えられなかった。大戦以前、植民地の同化は中途半端な状態で留め置かれていた。しかし、大戦を通じて植民地が本国と同じ義務を果たし、経験を共有することで、同化によって本国と同等の権利を獲得しようとする動きが出てくるようになる。こうしたなかで、植民地からの同化要求に押される形でフランスが植民地に権利を認める「強制された同化」が生じていく。<sup>(17)</sup>

## (2) 仏領西アフリカ

フランスと西アフリカの関係は17世紀から始まっていた。1659年にセネガルのサン・ルイに奴隷貿易の拠点を築いたことで、この地域はフランスの植民地の中で重要な地位を占めるようになっていき、これ以後、沿岸地域には商館が置かれるなど部分的に植民地化が進んでいく。内陸部を含めた西アフリカ地域への軍事侵攻は1880年から1900年の間に行われ、1895年にセネガル、コートジボワール、仏領スーダン（現マリ）、ギニアの4地域を含んでAOFが成立する。1904年にはここにダオメが編入され、これ以後軍事侵攻の進展と並行して統治システムの整備が行われていく。

AOFの住民の法的地位は3つに分類できる。1つはフランス市民権を持つ市民（citoyen）、次にセネガル四コミューンの出身者であるオリジネール（originaires）、最後にこれらに含まれない大多数の「原住民」である。フランスにおいて、国民とは政治参加の意志、すなわちフランス法を受け入れるという合意によって規定される。第三共和政においては普通選挙制度が国家機構の基盤とされ、この下ですべての市民が平等な政治権利を持って参加する国民共同体としてのフランスが形成されていく。一方でこうした国民統合と並行して拡大した植民地では、本国の法が直接適用されないという原則があった。このように本国と植民地が法域を異にするなかで、非市民としての植民地住民の地位が形成される。

非市民であるオリジネールと「原住民」は、フランス法の適用を受けず、慣習法にしたがひ属人的地位（statut personnel）を維持する者である。「原住民」には、原住民法（indigenat）が課された。これは、フランス人行政官が「原住民」に対して裁判なしに拘束・罰金・体罰などを与えることができる制度である。この原住民法は、「原住民」が被支配者であることを明確にする制度であった。一方で、オリジネールは属人的地位を維持しつつも、この原住民法の適用は受けず、参政権を保持するなど市民的な権利を持っていた。

しかし、オリジネールは兵役においては本国軍ではなく植民地軍に配置されており、彼らがフランス市民に含まれるか否かは非常にあいまいな問題であった。20世紀に入ると、彼らの地位について、参政権はあっても市民ではないこと、参政権は4コミュン内に限定されること、そして4コミュン出身者の親から4コミュンの域外で生まれた場合は4コミュン出

(17) 平野『フランス植民地主義の歴史』、223-230頁。

身者とは認められないことが決定される。また、1912年には、オリジナルに対して四コミュン外では原住民法を適用するという決定がなされ、翌年にはオリジナルに対して臣民と同じ人頭税を課すという決定がなされた。大戦直前のこの時期に、オリジナルが市民であるという解釈は否定されていった。

こうしたなかで、オリジナルであり、黒人初の国民議会議員となるブレース・ディアニュは、大戦での軍事参加の見返りにオリジナルの市民権を確固たるものにすることを目指した。革命期に形成された、兵役義務を「市民権の象徴であり倫理的結果である」という理想は、第三共和政期に「市民 = 兵士」という形まで発展した<sup>(18)</sup>。ディアニュは、市民の義務である軍事参加の義務を植民地住民が果たすことによって、下からの同化要求を行って行くのである。

### 3 「原住民」の軍事利用

#### (1) 大戦以前の軍事利用

現地人の軍事利用は 17 世紀ごろから始まる。この時期の「原住民」の軍事利用は、セネガルの沿岸部で商館の警備や奴隷などの貿易品獲得のための護衛、また西アフリカの平定活動の軍事力とする目的で行われた。人員集めは基本的に奴隷を買い上げる形 (rachat) で行われた。この方法では、奴隷主に手当てが与えられ、奴隷は 12 年から 14 年の間、軍事奉仕をすることになる。この奴隷の買い上げによる兵員集めは、1848 年の奴隷制廃止以後も 19 世紀を通じて行われた<sup>(19)</sup>。

こうした現地人兵の軍事利用は、1857 年にサン・ルイ総督のフェデルブによって制度化される。フェデルブは、現地人兵を西アフリカの平定活動の軍事力としてさらに活用していくために、既存の現地人部隊を拡大し、給与や褒賞、昇進の制度を整え、専用の軍服を持つ独立したアフリカ人部隊として常備軍化した。こうして成立したのがセネガル歩兵 (Tirailleurs sénégalais) である。

フェデルブは熱烈な共和主義者であり、拡張主義者であった。サン・ルイ総督に就任する以前には西インドやアルジェリアでの軍務を経験しており、就任後もセネガル内陸部の軍事平定を積極的に行った。同時に、アラビア語やウォロフ語を習得するなど現地文化に精通しており、植民地の開発のために現地住民との協力が必要であるという認識を持っていた。セネガル歩兵

---

(18) Fogarty, *op. cit.*, p. 235.

(19) 奴隷主に与えられる入隊時ボーナスは 1853 年には 7 年契約で 100 フラン (年 14 フラン) であったのが、1894 年には 7 年契約で 300 フラン (年 43 フラン) に増加している。1905 年には 4 年契約で 120 フラン (年 30 フラン) と減少した。奴隷制廃止後は、こうした入隊時ボーナスを奴隷解放の方法として理由付けしていく。この奴隷買い上げシステムは、1882 年に廃止された。Echenberg, *op. cit.*, pp. 7-8, 12.

の設立にはこうしたフェデルブの協同主義的な考えが背景にあつた。<sup>(20)</sup>彼は軍が社会的上昇の手段となりえることや、アフリカ人にも士官職に到達することは普通である、というような考え方をアフリカ人の間に喚起しようとした。<sup>(21)</sup>

フェデルブは、以前の奴隷買い上げによる兵員集めから、志願によって兵員を集める方向へ転換させようとした。志願兵を集めるために、セネガル歩兵の制服は「魅力あるもの」であることが求められた。そこで、赤い円筒状の帽子、ターバンは白布、頭巾付きの外套、ブルーのラシャ地で黄色の縁飾り付きの上着とトルコ兵風ベスト、立ち襟のシャツ、トルコ兵風短ズボンはギニア・ブルーの木綿地か白布のもの、靴とゲードルは白色、と制服が定められた。食料配給については現地の食習慣に倣ったものとされ、住居についても、フェデルブの時代にキャンプの外に妻と共に住むことが認められるなど、ヨーロッパ的な軍隊の規律を強制せず現地風の生活を認めることによって兵士の士気の向上が図られた。兵士たちは、家族を伴ってキャンプの側で生活し、妻や子が炊事や洗濯を行い、戦闘の時には家族が補助的な役割を担った。こうした家族の帯同はキャンプ内での売春の横行や性病の蔓延を防ぐ意味もあつた。<sup>(22)</sup>

給与面についてはとりわけ優遇されていたわけではなかった。エチエンバーグによると、1827年に1日5サンチームと設定されていたが、これはすぐに1日25サンチームに改善される。その後、軍事平定期から賃金は上がり、1910年には1日60サンチームまたは年250フランが与えられた。しかし、これは日雇い労働者の半分、警察の四分の一ほどであった。<sup>(23)</sup>一方で兵士とその家族は軍隊にいる間、人頭税が免除された。また、1889年の政令によって年金制度が導入される。この制度は25年の勤続、1904年以降は15年以上の勤続で、勤続年数に応じた額の年金受給資格が得られるというものであった。しかし1910年時点で、その年金受給資格を獲得し得る兵士は3%と、受け取れたのは少数であった。<sup>(24)</sup>

セネガル歩兵は19世紀後半を通じて規模を拡大していく。とりわけ1880年以降急増し、1857年の500人から1914年には約17,000人、1920年代には48,000人規模の部隊に成長した。<sup>(25)</sup>西アフリカ植民地が拡大するなかで、セネガル歩兵は西アフリカ全体から兵員を集めるようになり、AOFの原住民部隊のことを指すようになっていく。

植民地拡張に伴って、当初は奴隷で占められていたセネガル歩兵に捕虜やフランスに協力する現地の軍人層などが加わっていく。中には伝統社会の中でもっていた特権的な地位を維持するためにフランスに接近しようという、政治的な意図を持って軍事参加する者もいたが、彼ら

---

(20) 小川、前掲書、208頁；平野『フランス植民地主義の歴史』、221頁；フェデルブは「文明化の使命」論の信奉者であり、文明化のためにイスラームを活用しようとする考えを持っていた。彼はセネガル歩兵の創設のほかにも、原住民首長や有力者の子弟に初歩的な学校教育を施す、人質学校という制度を開始した。竹沢、前掲書、第2章。

(21) Mouralis, *op. cit.*, p. 166.

(22) Echenberg, *op. cit.*, p. 22; Mouralis, *op. cit.*, p. 180.

(23) Echenberg, *op. cit.*, p. 23.

(24) *Ibid.*, pp. 23-24.

(25) 小川、前掲書、218-220頁。

はしばしば現地社会で裏切り者と見られた。第一次世界大戦までは依然として社会的地位の低い層が兵士の多くを占めており、フェデルブが期待した志願兵も少なかった。<sup>(26)</sup>

フェデルブは、セネガル歩兵の設立によって奴隷の寄せ集めから正規の部隊にすることを目指したものの、彼らの多くは国や民族に忠誠を持たず、上官との個人的なパトロン-クライアント関係によって軍役に従事する傭兵集団であった。また、兵士の士気を維持するために軍隊での生活が平時の社会生活の中に統合されており、近代的な軍隊の規律をセネガル歩兵に課することはできなかった。こうしたセネガル歩兵の傭兵的な性質は第一次世界大戦期まで継続するが、ヨーロッパなど遠方への遠征や、大戦に伴う徴兵制の導入などによって次第に変化していく。

## (2) 西アフリカ兵起用論

20世紀に入り、西アフリカの平定が完了すると、セネガル歩兵は平定地の治安維持のための軍事力として使用されていく。1905年にドイツがモロッコへ干渉すると、これを受けてフランスはドイツへの警戒を強める意味からモロッコの防衛を強化した。1908年にはセネガル歩兵もモロッコの防衛のために派遣されるようになる。モロッコへ送られる兵士の数は、1908年には全体で10,476人だったのが1913年には61,692人と大きく増加しており、この中でセネガル歩兵は毎年全体の10-15%ほどになるように調整されていた。<sup>(27)</sup>

セネガル歩兵のモロッコ派兵は、本来植民地内部での活動が前提とされた植民地兵を、フランス国内の他の地域の戦争で利用する大きな先例となった。<sup>(28)</sup>これはドイツとの開戦の可能性が高まるなかで、少子化による人口不足が問題となっていた本国の社会的状況と結びつき、セネガル歩兵をヨーロッパでの戦争へ投入しようとする考えを後押しすることになった。

当時西アフリカ植民地軍総司令官であったシャルル・マンジャンは、セネガル歩兵のヨーロッパ派兵を主張した中心人物の一人である。マンジャンは1909年から、このテーマについての論文を記しており、1910年にこれらをまとめて著書『黒い力』<sup>(29)</sup> (*La Force Noire*) を出版した。この著書の中で、マンジャンはフランスの人口減少を問題とし、これに伴う兵力不足は黒人兵を使用することによって補うことができると主張した。

『黒い力』は4部に分かれており、第1部は「フランスの人口減少」について、第2部は「黒人兵士の歴史」というタイトルで黒人兵使用の先例について古代エジプトから検討している。第3部「セネガル」では、軍事平定期のことが検討され、第4部「組織化」で、具体的な徴兵可能性や軍隊での使用について述べられている。

---

(26) Echenberg, *op. cit.*, p. 18.

(27) *Ibid.*, p. 28.

(28) セネガル人兵の西アフリカ外への派遣は小規模ながら19世紀初めから何度か行われている。1827年には200人のウォロフ人兵がマダガスカルへ派遣されており、また1831年には220人がギニアに送られている。また1800年代にはアンティエューでも活動している。*Ibid.*, p. 9; 小川、前掲書、205頁。

(29) Mangin, Charles, *La force noire*, Paris, 1910.

人口減少に伴う兵力不足については従来から問題視<sup>(30)</sup>されていた。これ対して、フランス本国ではしばしば兵制改革が行われていたが、モロッコへの派兵のなかで再び兵員の不足が問題視<sup>(31)</sup>された。

マンジャンはこうした人口問題を踏まえ、西アフリカでの徴兵拡大によってこの問題を解決できると考えた。この主張は、西アフリカには十分な数の若者がおり、それゆえ徴兵が可能である、また、彼らは優秀な兵士になりうる、という見方に基づいている。マンジャンは、西アフリカを人口が豊富で大量の兵士を動員することができる「貯水池 (reservoir)」と評価しており、さらにこの「貯水池」は敵の射程外に存在していることから、黒人はフランスにとって非常に重要な戦力<sup>(32)</sup>であると考えていた。

また、マンジャンは西アフリカ人が生物学的に兵士にふさわしい特質を備えていると評価した。戦争期間が長期化しやすい近代戦争においては、長い戦闘に耐えうる粘り強さが重要になると指摘し、黒人兵の性質について次のように述べている。

黒人の神経器官の不完全さは、戦闘において黒人を価値あるものにする。黒人兵は他の兵士に比べて戦闘中に神経をすり減らすことが少なく、そのためより大きな抵抗力と行動力をもつ<sup>(33)</sup>のだ。

神経質なフランス人に比べてアフリカ人は鈍感であるので、戦闘において安定して戦うことができるという。このアフリカ兵の鈍感さは、精神的な安定性と共に、肉体的な痛みへの耐性の高さも意味<sup>(34)</sup>していた。

他にも、「黒人社会<sup>(35)</sup>というのは非常に階層化されているため、本能的に軍隊においてこの階層構造を求める」と指摘している。すなわち家父長制の社会の中で生きる黒人兵は、軍隊の規律や階層性に順応できると主張した。さらにマンジャンは、アフリカ人は歴史的に戦争を繰り返してきたため、生来兵士に向いていると<sup>(36)</sup>考えた。西アフリカ人は「単に兵士 (guerrières) であるだけでなく、軍人 (militaires) であるのだ」。こうした特徴から、マンジャ

---

(30) 19世紀におけるフランスの人口が2,820万人から4,070万人に増加した一方、イギリスでは1,600万人から4,150万人、さらにドイツでは2,300万人から5,640万人に増加していた。平野『アフリカを活用する』、32頁。

(31) 普仏戦争当時のフランスの兵役は20歳以上の男子の一部が5～7年の長期の兵役を担うというものであり、くじ引き制度は一定額を納入すれば兵役を免除される仕組みであった。1889年の法改正で、兵役年数が3年に統一され、兵役対象者も拡大されたが、くじ引きにより1年でよいケースや、様々な理由での免除や軽減の措置は残っていた。1905年にくじ引き制度や免除制度が廃止され、20歳男子全員に2年の兵役が課されることになる。1913年には兵役期間は3年に戻される。同上、33頁。

(32) Mouralis, *op. cit.*, p. 184.

(33) Mangin, *op. cit.*, p. 252.

(34) Lunn, Joe, “Les Races Guerrières”: Racial Preconceptions in the French Military about West African Soldiers during the First World War, *Journal of Contemporary History*, Vol. 34(4), 1999, p. 521. (以下‘Les Races Guerrières’ と略す)。

(35) Mangin, *op. cit.*, p. 240.

(36) *Ibid.*, p. 234.

ンはアフリカ兵を攻撃専用部隊として利用できると考えた。<sup>(37)</sup>

さらにマンジャンは、アフリカ兵をフランスの戦争に使用する正当性として、「血の税 (l'impôt du sang) を強調する。アフリカでは奴隷狩りを含めて様々な戦争が繰り返されてきたが、こうした状況に対してフランス人は、「我々 (フランス人) の血の犠牲と我々の軍事力」によって、「フランスの平和を浸透させ、奴隷制を消滅させる」ことに貢献したのだという。<sup>(38)</sup> フランスの植民地統治によってアフリカ人は平和と繁栄を享受しているのであり、フランスが植民地に費やす負担を減らすためにも、この見返りとしてアフリカ人は「血の税」を払うべきだと主張した。「血の税」という言葉は、1848年の奴隷制廃止の時にすでに使われていた言葉であり、奴隷解放によってフランス人となった植民地人は、本国のフランス人と同じように祖国であるフランスの防衛のために兵役に就く義務があるというものである。植民地への兵役をフランスの植民地統治の代償であるとする考え方は、マンジャンだけでなく、植民地兵の活用に賛成する者の間では広く共有されていた。<sup>(39)</sup>

マンジャンの西アフリカ兵起用論は国内で大きな論争を生んだ。新聞には多くの投書が寄せられ、様々な団体が論争に参加するなど、民間からも意見が寄せられた。ドイツとの開戦の可能性が迫るなかで兵員不足が切迫した問題となっていたことから、軍部は賛成の色が強かった。一方で、かつてマダガスカルにおけるフランス軍司令官であったルイ・ド・トルシー將軍や、モロッコ派遣軍の司令官であったシャルル・モワニエ將軍など現地の事情を知る軍人からは反対の声が上がる。彼らはその理由として、(1) 西アフリカ人は寒さに弱く、病気を蔓延させる危険があること、(2) 隔離して訓練するためにコストがかかること、(3) フランスに駐屯した場合にフランス人とアフリカ人が接触することへの危惧、(4) 射撃能力が低く、軍事的有用性に限界があることなどを指摘し、マンジャンが評価したアフリカ人の近代戦争への適応性を否定した。<sup>(40)</sup>

また、ボルドーやマルセイユの商業従事者など、西アフリカに経済的利害を持つ層からも徴兵への反対が起こった。彼らは、徴兵による労働者の不足や、徴兵の回避ために隣の他国領へ人口が流出することによる労働者不足が生産に支障をきたす可能性があること、また兵士の家族が徴兵手当を手にするのが現地の物価上昇につながることを主張した。<sup>(41)</sup>

こうした反対があってもかわらず、ウィリアム・ポンティ連邦総督によって、1912年2月7日の法で AOF に割り当て式の部分的徴兵制が導入されることになる。こうして、20歳から28歳の男子は、徴兵なら4年、志願なら5年から6年の兵役に就くことになった。徴兵は人口の1～2%以内とされ、賞与は志願兵が240フラン、徴兵では160フランとされた。<sup>(42)</sup> これ

(37) *Ibid.*, p. 343; Lunn, 'Les Races Guerrieres', p. 521.

(38) Mangin, *op. cit.*, p. 96.

(39) フォガティはアルジェリア兵の大戦への参加について陸軍大臣がこの論理を使用している例を挙げている。

Fogarty, *op. cit.*, pp. 237-238.

(40) Lunn, 'Les Races Guerrieres', pp. 525-526.

(41) 小川、前掲書、34頁。

(42) 平野『アフリカを活用する』、46頁。

は現地の反発を受けて打ち切りとなるものの、その後戦争が開始すると再び AOF へ動員がかけられることになる。

マンジャンに代表される大戦前の西アフリカ兵起用論は、西アフリカ兵の兵士としての生物学的、社会的資質や、「血の税」の論理によって植民地兵の動員を推進する論拠を提供した。ここでは、兵員の不足を解消するために国内を説得することが第一の目標とされ、当然ながら植民地人への軍事参加への見返りという観点は度外視された。また、市民権を持たない植民地に徴兵をかけることについては、徴兵は市民の規定であり植民地には適用できないとする考えから、植民地臣民は徴兵でなく志願や傭兵として集めるべきだという主張もなされていた<sup>(43)</sup>。このように、開戦当初の西アフリカ兵起用論は見返りとしての権利の付与なしに植民地を軍事利用しようとするものであった。

#### 4 援助と見返り

ここまで述べてきたように、開戦当初の段階ではフランスは代償なしに植民地を活用しようとしており、植民地に権利を認めることを避けようとしていた。しかし大戦が予想以上に激化するなかで、植民地兵についても、犠牲者への対応や軍事参加への不満を抑えるための方策が必要になっていく。この章では、まずセネガル歩兵への援助組織である黒人兵支援委員会を事例として、大戦期に成立し機能した植民地兵への援助方策について述べたのち、1918年の徴兵に伴う一連のデクレによって見返りの論理が用意されたことを指摘し、フランスがいかんして植民地兵を軍事参加に結び付けようとしたのかを検討する。

##### (1) 黒人兵支援委員会

黒人兵支援委員会（以下 CATN）は 1915 年 3 月に設立された黒人兵への援助組織である。本部はパリに置かれ、セネガルのダカールに支部が置かれている。ここではパリで出版された植民地についての月刊誌、*La dépêche coloniale illustrée* における CATN の特集を中心にその活動について見ていく<sup>(44)</sup>。

この団体の主要な目的は、従軍中のサハラ以南アフリカ出身の黒人兵に対して、「物質的、道徳的援助」を行うこと、特に入院、療養中の兵士、退役兵や傷痍軍人、戦死者の妻や孤児が対象とされた。構成員には、反奴隷制協会や地理学協会などの植民地団体、フランス植民地連合や、ボルドーやパリの商工会議所、フランス西アフリカ会社（*Compagnie Française de l'Afrique Occidentale*）など植民地に利害をもつ商業関係者、金融関係や軍事関係、植民地行政など、様々な組織の有力者が参加している。ダカールの支部は、AOF の最高権力である連邦総督の後援（*patronage*）と監督（*haute contrôle*）のもとで機能した。資金源には寄付金のほか、本国政府や

(43) Fogarty, *op. cit.*, p. 236.

(44) «Le comité d'assistance aux troupes noires», *La dépêche coloniale illustrée*, Février 1917, pp. 50-52.

植民地政府からの補助金が与えられており、年末には陸軍省、内務省、植民地省にそれぞれ会計報告を提出することになっていた。<sup>(45)</sup>このように CATN は国家機関ではないものの、行政と強く結びついた半官半民の組織であった。

CATN は行政と植民地兵の間に入り、植民地兵の活用を円滑化するための機能を果たした。大戦中には兵士への物資援助などのほか、病院の設立なども行っている。アフリカ兵はヨーロッパの寒冷な気候に弱く、1914年の冬には、寒さによる士気の低下、凍傷や肺炎の蔓延が問題となった。そのため、セネガル歩兵には11月から3月の間、温暖な南フランスへ撤退する越冬期間が設けられることになる。CATN はフレジュスやマントン、マルセイユなど南フランスを中心に植民地兵向けの病院を設立した。こうした病院の設立は、CATN が発足した1915年から始まり、1916年12月までに19,795人もセネガル歩兵を収容したと報告されている。病院ごとに行われた活動は様々で、レントゲンや細菌学用の器具、衛生や外科の道具、薬品などが購入されたり、<sup>(46)</sup>食品やたばこ、アフリカ産の食料品の分配などが行われたりした。

CATN の活動として、兵士が故郷に戻る際の援助も行われていた。植民地政府は、ヨーロッパに遠征したセネガル歩兵が軍事参加の中で軍事的スキルやフランス流の基本的な教育を身につけて帰ってくることを懸念していた。このような兵士たちは現地のフランス人行政官や、コミュニティの年長者などに対して生意気に振る舞うと憂慮されていた。そのため植民地政府は彼らを「再セネガル化」して現地社会に再び戻すことを望んだ。<sup>(47)</sup>CATN はこうした植民地政府の意図に沿い、兵士が都市にとどまらないよう、金銭的援助によって退役兵や傷痍軍人を故郷のコミュニティに戻るよう促した。

また、CATN は傷痍軍人などによる行政への援助申請について、援助を与えるに適切か否かを判断する機能も果たした。<sup>(48)</sup>また、夫が兵役につき、夫からの援助が絶たれた妻に対する援助も行っている。セネガル歩兵の妻が夫についてキャンプの側で生活していたことは先に述べたが、第一次世界大戦では、ヨーロッパまでついて行くことは許されず、都市や港に残される女性も多かった。兵士の妻への援助は、こうして都市で貧困化していった女性を故郷のコミュニティに戻すことを目的としたものでもあった。<sup>(49)</sup>

CATN にはこのように行政のサポートを行い、植民地統治を円滑化する側面があった一方で、兵士への娯楽や教育の提供といったチャリティ活動も行っている。「家族と離れ、異国の地にいるために、前線に出ていない時、私たちのセネガル人はすぐに憂鬱をためてしまう」として、ボールや楽器が送られたほか、病院でもボードゲーム、雑誌などの娯楽が提供された。<sup>(50)</sup>また、マンントンの療養施設では、フランス語などのレクチャーが行われている。当時、植民地におい

(45) *Ibid.*, p. 50.

(46) *Ibid.*, pp. 51-52.

(47) Zimmerman, Sarah, 'Living Beyond Boundaries: West African Servicemen in French Colonial Conflicts, 1908-1962', PhD in History, Berkeley University, 2011, <https://escholarship.org/uc/item/4xt19q2xbpp>, pp. 66-67.

(48) Mann, *op. cit.*, p. 83.

(49) *Ibid.*, p. 84.

(50) *La dépêche coloniale illustrée*, p. 52.

て行政区の警備や通訳は兵士にとって最も良い職業であったが、これらに就くためにはフランス語の能力が必要とされた。そのため軍隊でこうした教養を獲得できることは、退役後の彼らの社会的地位に大きく貢献するものであった。

フランス本国において、退役兵や傷痍軍人、兵士の家族などへの国家主導の援助は大戦期から徐々に形成されていた<sup>(51)</sup>。一方で、こうした国家機関が植民地へ拡張するのは第二次大戦以降である。植民地では、CATN のような半官半民の組織がこうした国家機関の代わりに機能していた。CATN は植民地行政と強く結びつき、援助の対象や方向性は政治的意向に左右された面が大きかったものの、CATN は兵士が軍事参加するための基盤を支える機能を果たしていたといえる。

## (2) 1918 年の徴兵

大戦中の植民地の徴兵は、植民地ごとに必要な人数を決めて集めさせる割り当て式の徴兵で行われた。1916 年にはセネガル歩兵が西部戦線へ本格的に投入され、各地での徴兵はさらに強化された<sup>(52)</sup>。一方で 1915 年末から 1916 年にかけて、西ヴォルタを中心に大規模な反乱がおこり、これを受けて 1917 年には徴兵数は大幅に縮小される。しかし、ヨーロッパでは 1917 年、ロシア革命によるロシアの戦線離脱を受けてドイツ・オーストリア軍が西部戦線に戦力を集中させることが予想されており、兵力の増強がいっそう必要とされた。こうしたなかで、1917 年 11 月にクレマンソーが首相に就くと、西アフリカへ再び動員をかけることを主張した。クレマンソーは現地人有力者に徴兵活動を行わせることを考え、1918 年 1 月 14 日の政令でフランス共和国高等弁務官のポストにブレース・ディアニュを任命して徴兵を主導させることを決定した。当初の目標人数は 47,000 人であったが、ディアニュは AOF から 63,000 人、仏領赤道アフリカから 14,000 人の兵士と、目標を大きく上回る数の兵員を集めることに成功した。この大量動員を決定した一連の政令では、志願をさらに増やすための方策として兵士の待遇改善が決定された。

ここで、ディアニュの経歴について見ておこう。ディアニュはセネガル四コミューンの一つであるゴレで生まれたオリジネールである。彼の両親は黒人であり、社会的地位も特に高くはない「普通」の家であったが、幼少期に裕福な混血家庭の養子となり、高い教育を受けた。その後 22 年間に渡って植民地税関員として各地でキャリアを積んだのち、1914 年の下院選挙で初の黒人代議士として当選を果たす。

彼の政治的目的は、オリジネールの市民権を確立することと、オリジネール以外も含めた西

(51) Montes, Jean-Francois, «L'office national des anciens combattants et victimes de guerre: création et action durant l'entre-deux-guerres», *Guerres mondiales et conflits contemporains*, no. 205, 2002, pp. 71-83.

(52) 1914-15 年から 1916 年の徴兵数は、セネガルでは 2,400 人から 7,506 人、オートセネガル・ニジュールでは 13,844 人から 20,672 人と大きく増大している。Michel, Marc, «Le recrutement des tirailleurs en A. O. F. pendant la première Guerre mondiale. Essai de bilan statistique», *Revue française d'histoire d'outre-mer*, tome 60, no. 221, 1973, pp. 644-660.

アフリカ人の権利を拡大することにあった。大戦以前、オリジネールが市民であるという解釈が否定されていくなかで、四コミュン出身のエリート層の間では、「セネガル歩兵」ではなくフランス本国軍への配属と市民権を認めることを、軍事参加の対価として要求する動きが生じていた。ディアニュが国民議会議員となった直後に大戦が勃発し、植民地へも動員がかけられると、彼は四コミュンに本国と同じ兵役法を適用すること、そしてオリジネールをフランス人と同じ部隊に編成することを主張した。<sup>(53)</sup>

ディアニュの働きかけによって、1915年10月19日に、四コミュン出身者に本国と同じ兵役法を課し、彼らをフランス人と同じ部隊に配属し、同じ報酬を与えること定めた法が成立する。<sup>(54)</sup>しかしこの法では四コミュン出身の親の子供であってもコミュン外で生まれた者は対象とされず、またオリジネールの市民権についても曖昧なまま残された。この市民権の問題に対して、1916年9月29日に「セネガル完全都市の出身者およびその子孫は、1915年10月19日の法律の定める兵役の義務に服するフランス市民であり、そうであり続ける」とする法が定められる。このディアニュ法と呼ばれる1915年から1916年の一連の法によって、四コミュン出身者は属人的地位を維持したまま、完全にフランス市民となった。<sup>(55)</sup>

こうしてオリジネールの市民権を確立させたディアニュの次の目標は、依然として植民地臣民の地位に置かれていた「原住民」の待遇改善であった。1918年の徴兵活動では、市民権を獲得したオリジネール以外の「原住民」が対象とされており、このなかでディアニュは原住民兵の地位向上を進めていった。

1918年の1月の一連の政令では、AOFと仏領赤道アフリカにおいて、18歳から35歳までの若者に対して戦争終了までの期間徴兵を行うこと、兵員を提供する家族への税金免除と徴兵手当の支給などが決められた。また、市民権条件が緩和され、戦功章やレジオンドヌールなどを獲得した兵士が市民権を取得できるようになった。<sup>(56)</sup>さらに、戦後の兵士への特別雇用として、小学校や郵便・電信、警察、税関、農業、鉄道などのサービスでの雇用が割り当てられることになった。<sup>(57)</sup>また、ダカールへエリート養成のための農学校や軍医育成のための医学校の建設、

---

(53) 小川、前掲書、110頁。Bruschi, F., 'Military Collaboration, Conscription and Citizenship Rights in The Four Communes of Senegal and in French West Africa (1912-1946)', Liebau, H., Bromber, K., Lange, K., Hamzah, D. and Ahuja, R. (Eds.), *The World in World Wars*, Leiden, 2010, pp. 438-439. 1913年にはアンティエヌなどの「旧植民地」へ本国と同じ兵役法が適用されているが、これは「フランス人」としての完全な平等を希求する植民地側の要望の実現という意味を帯びていた。松沼、前掲書、87-88頁。

(54) 小川、前掲書、115頁。この法は本国軍の兵士と植民地軍の兵士の待遇の差、そして四コミュン出身者とそれ以外の西アフリカ人兵の格差を明確化することも意味していた。Bruschi, op. cit., p. 439.

(55) 松沼、前掲書、88頁。

(56) AOFでは1912年に帰化令が制定されており、臣民が市民権を獲得するには以下の3点を満たす必要があるとされていた。(1) フランスの公職または民間職における最低10年以上の職歴によりフランスへの忠誠を示した者、(2) フランス語の読み書きを習得した者、(3) 一定の生活手段と善良な気質を持つことを証明した者。また、レジオンドヌールなどの戦功章の受勲者は(2)が免除された。真島一郎「植民地統治における差異化と固体化—仏領西アフリカ・象牙海岸植民地から」栗本英世・井野瀬久美恵編『植民地経験 人類学と歴史学からのアプローチ』人文書院、1999年、122頁。

(57) *Journal officiel de la République française. Lois et décrets*, 17 Janvier 1918, p. 681. (以下 *Journal officiel* と略す)

AOF 各植民地でのベッド 200 台を備えたサナトリウムの建設が決定された。<sup>(58)</sup>

さらに、この政令において、大戦中に従軍した兵士とその家族に対して、原住民法の免除が決定された。植民地支配において、原住民法は市民と臣民という 2 つの地位の境界を示すものとして機能していた。1917 年にはカントン長など、原住民の行政長官への原住民法免除が決定しているが、この免除は市民と臣民の二分法からの逸脱を意味していた。1918 年の政令によって、これに兵士が加わったのである。<sup>(59)</sup>

1918 年の政令に際して、植民地相アンリ・シモンは軍事参加がフランスに同化すること、すなわちフランス市民権を獲得する機会となりうると述べている。

この人々（西アフリカ人）は、フランスが彼らにかけた召集自体によって、フランスが彼らをフランスと同じ（レベル）まで育てると理解するはずだ。本国において、兵役義務は名誉に等しく、我々の法は常に国民軍から原住民を排除してきた。フランス軍の列で戦うことは我々のアフリカ人臣民にとって、我々の敵に脅かされた文明の側に永遠に与することである。しかし、もしフランスがその防衛のために原住民と協同し、フランスに課された犠牲の分担を彼らに要求するなら、フランスはその代わりに正義の精神と感謝を示さなければならぬ。<sup>(60)</sup>

また、彼は植民地の軍事参加に対して見返りを与える必要があることを認め、こうした互恵的な考えを広める必要性を述べている。

徴兵は彼ら（原住民）にとって明白に ... 血の税の支払いであり、... 名誉であり義務であると我々はとらえる。一方、彼らはこのように自らを犠牲にすることで、フランスがその犠牲に対して即座に報酬を与え、フランスの援助と保護によって彼らに与えられていた利益を拡大させていくと知るだろう。したがって、行政官はこの感覚や改革の重要性を原住民に明らかにすることに専念しなければならない。この感覚や重要性の価値は、もし解説されなかったならば、彼らの目につかないままになってしまう恐れがある。<sup>(61)</sup>

このようにして、植民地の軍事参加に対して見返りを用意するという考えが、この政令において公的に共有された。ここに現れる軍事参加と見返りの関係性は、ディアニュの徴兵キャンペーンによってサハラ以南アフリカへ広く宣伝されていく。

クレマンソーはディアニュの登用に当たって、高等弁務官という地位に植民地の連邦総督と

---

(58) Michel, *op. cit.*, p. 442; *Journal officiel*, pp. 680-681.

(59) Mann, *op. cit.*, pp. 70-71. マンは原住民法の免除を受けたある退役兵がフランス人行政官に対し、「何も恐れるものはない。俺はフランス帰りだ！」と述べたことを挙げている。

(60) *Journal officiel*, p. 677.

(61) *Ibid.*

同等の権限と自由裁量の予算を与えた。ディアニュは派遣団と共に2月18日にダカールに到着する。派遣団には、2人のフランス人植民地行政官、14人の士官、350人のセネガル歩兵と下士官が含まれた<sup>(62)</sup>。彼は演説 (palabre) によって、兵士になると得られる報酬や特権を宣伝しながら AOF を回った。ディアニュはセネガル歩兵を連れて各地を巡回することで、軍事参加が必ずしも死に直結するものではないことをアピールし、またアフリカ人兵士はかつてのような軽蔑的な扱いは受けていないことも訴えた。ディアニュは演説の中で、いかにフランスで黒人が平等に扱われているか、そして兵士となることがいかに名誉なことかを説いた<sup>(63)</sup>。

また、首長層へのアプローチも強められた。首長家族が兵士として参加することが、現地の他の人々の応召を促進すると考えられたからである。ディアニュに与えられた80万フランの特別予算は首長へ「心づけ」として渡された<sup>(64)</sup>。また、兵士となり士官に昇進できれば退役後の地位は確固たるものになるという宣伝も行った。ディアニュの派遣団に同伴する華々しいアフリカ人士官は、軍事参加によって地位を上昇させることができるということをアピールした。

ディアニュの働きによって1918年に集められた兵士たちの多くは、すぐに終戦を迎えたために大戦中にヨーロッパの戦線へ送られることはなかったが、彼らの多くは終戦後、占領地の防衛のためにラインラントへ送られた。この1918年の徴兵に際して、アフリカ兵の手当や待遇が改善され、除隊後の職業の優遇などの特権が用意されたことは、その実現の程度はともかく、アフリカ人を味方につけようとするフランス政府の政策転換であると評される<sup>(65)</sup>。大戦前、マンジャンは、西アフリカ兵の動員は必要な数を提示すればそれでうまくいくのだと考えた<sup>(66)</sup>。しかし、大戦を通じて一方的に兵員を搾取することの限界が明らかになっていく。その結果、効果的に兵員を集めるには、ある程度の見返りを用意することが必要であるという認識が共有されていく。

## 5 おわりに

フェデルブのセネガル歩兵部隊の組織化は、それまでフランス軍の補助部隊として扱われてきた原住民部隊を正式な軍隊としてフランス軍に組み込み、その地位を高めることが目的であった。しかし、実際にはセネガル歩兵では本国軍のような軍隊の規律は徹底されず、本国の軍隊とは違った植民地的な性質が維持された。マンジャンによる西アフリカ兵起用論は兵員の不足を補うための方策として植民地兵を本国で活用することの同意を取り付けることが目的であったため、植民地兵がフランスのためにいかに効果的に使用されるかが強調された。このように、大戦以前の時点では軍事参加に対する見返りが必要だという論理は植民地でも本国で

---

(62) 小川、前掲書、253頁; Bruschi, op. cit., p. 442.

(63) 小川、前掲書、256頁。

(64) 同上、254頁。

(65) 平野『アフリカを活用する』、50頁。

(66) 小川、前掲書、32頁。

も共有されなかった。

戦争の犠牲者に対する補償が不足するなか、植民地兵の軍事参加を支えたのが CATN の活動であった。彼らの活動は植民地行政を支える一方で、兵士に様々な援助を行った。兵士たちは遠征先で、西アフリカでは手に入らない娯楽や物品にお金を使ったが、多くの兵士はこうした遠征先での獲得物を誇示することによって、故郷のコミュニティで自らを誇示しようと考えた。軍事参加で得られた経験や物品が、帰国後自らの権威を高める手段でもあったのだ。CATN はこうした従軍中に得られるメリットを兵士に提供しつつ、植民地支配の構造を維持するという機能を果たしていた。

さらに、1918 年の徴兵は植民地の軍事参加への見返りを用意するという考えを本国の公的空間に共有させ、さらにディアニュのキャンペーンによってフランスに協力することで現地社会での地位向上や特権の獲得が望めるという考えを AOF 中に広めた。

本稿では、大戦期に形成された、植民地兵を軍事参加に結びつける働きについて検討してきた。フランスは、植民地を活用するために、植民地に対して権利を少しずつ認めることで、支配への不満が爆発することを回避しようとした面がある。植民地の軍事利用について、フランスが何を植民地に与えたのかを検討することは、フランスが植民地をいかに維持していたかというテーマにもつながる。今後は、戦間期に見返りや援助といった装置がいかに機能したのかについて検討していく必要がある。とりわけ、CATN のような組織の活動は、法制度からは見えない本国と植民地の関係を検討するための新たな視座となるだろう。